

2026 年 2 月 26 日

「LT 会」会報第 26-02 号(総 283 号)

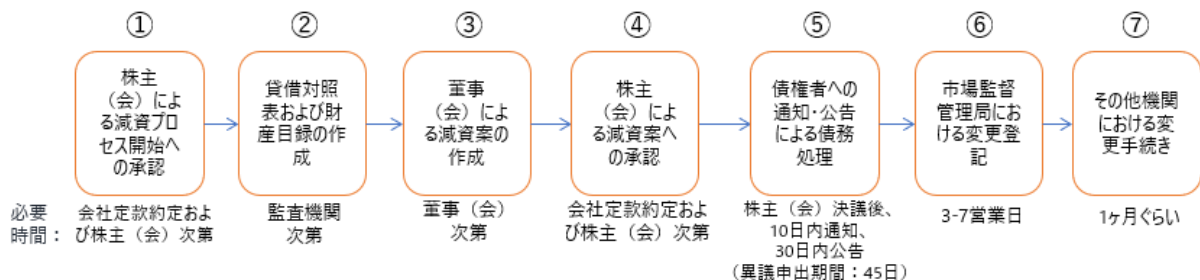
上海良图商务咨询有限公司(LTCC)

減資プロセスおよび留意事項

「減資」（登録資本金の減額）とは、『中華人民共和国会社法』（2024 年 7 月 1 日より施行）（以下「会社法」という）に基づき、株主の承認を経て会社の登録資本金の一部を減少させることです。会社の登録資本金が過大に設定されている場合（引受資本金が高額で、実際に払込の予定がない）や、資本金を全額払い込んだものの過剰となっている場合（資金効率が低い）には、会社は法律で定められた手続きに従って減資を行うことができます。これにより、コスト削減、資金回収、資本効率の向上を図ることができます。

今回の会報では、2025 年に LT が実際に取り扱った減資案件を例に、減資プロセスおよび留意事項について会員企業の皆様にご紹介します。

一、「普通減資」プロセス



ステップ	説明内容	留意事項
① 株主（会）による減資プロセス開始への承認	株主（会）は、以下の減資関連事項を審議・承認する。 （1）減資プロセスを開始することに同意し、董事（会）が減資案を作成してから、審議のうえ、実施するかどうかを決める。 （2）会社の貸借対照表及び財産目録の作成基準日を確定する。	減資案の作成を確定するものの、減資の実施は未確定である。時間的な余裕を持って、減資の実現可能性を評価することが目的である。
② 貸借対照表および財産目録の作成	『会社法』第 224 条に基づき、会社が登録資本金を減少する場合には、貸借対照表および財産目録を作成しなければならない。	貸借対照表および財産目録の作成を通じて、会社の債務および資産状況を整理することは今後の債権者への通知や債務処理において極めて重要である。専門の監査機関への依頼を推奨する。

ステップ	説明内容	留意事項
③董事（会）による減資案の作成	董事（会）が作成する減資案には、以下の内容を含めなければならない。 (1) 減資金額； (2) 各株主が負担すべき減資金額； (3) 会社債務の引受方案等。	『会社法』において、法律、行政法規および国务院が別途に定める特殊業種を除き、登録資本金の最低限度額の要件は撤廃された。原則として減資金額は会社が独自に決定できる（ただし、詳細は事前に各地の市場監督管理部門への確認が必要）。
④株主（会）による減資案への承認	第二回株主（会）において以下の事項を審議・承認する。 (1) 減資への同意； (2) 董事（会）が作成する減資案を可決し、減資後の登録資本金、株主権益、債権者権益の取り扱いなどを明確化する； (3) 定款内容の修正等。	書面による株主決定／株主会決議書を保管し、減資変更手続きを実施する際に市場監督管理局へ提出する。
⑤債権者への通知・公告による債務処理	『会社法』第 224 条に基づき、会社は株主会が登録資本金減少決議をした日から 10 日以内に債権者へ通知し、かつ 30 日以内に新聞または国家企業信用情報公示システムにおいて公告を行わなければならない。債権者は、通知を受領した日から 30 日以内に、または通知を受領していない場合は公告日から 45 日以内に、会社に対し債務の弁済または相当の担保提供を要求する権利を有する。	公告内容は、株主決定／株主会決議書の内容と一致させる必要がある。
⑥市場監督管理局における変更登記	市場監督管理局にて登録資本金減少の登記変更手続きを実施する。主な提出資料は以下の通りである。 ・株主決定／株主会決議書 ・新定款／定款修正案 ・債務弁済および担保に関する状況説明書	45 日の公告期間終了後に申請可能となる。

ステップ	説明内容	留意事項
⑦その他機関における変更手続き	■税務登記情報の変更：電子税務局（E-Tax）にてオンラインで実施する。 ■税関届出情報の変更：「中国国際貿易単一窓口」サイトにてオンラインで実施する。 ■銀行および外貨登記の変更：銀行に連絡し、必要書類を準備したうえで、変更手続きを実施する。変更手続き完了後、減資金額を株主へ送金可能となる。	銀行および外貨登記の変更手続きは、比較的複雑であり、銀行毎に要件が異なる。手続きに時間を要するため、 銀行と事前確認することを推奨する。

二、その他留意事項

- 減資に関する税務・会計処理については、当社の過去の会報「LT 会」会報第 24-7 号（総第 261 号）をご参照ください。
- 本会報で説明した「普通減資」のほか、以下の 2 種類の類型がある。
 - 1.「名義減資」：登録資本金の減少によって会社の欠損を補填するものを指す。
『会社法』第 225 条によれば、会社は任意積立金、法定積立金、資本積立金で欠損を補填した後も欠損がある場合、会社が欠損額を限度として、登録資本金を減少させることができる。
 - 2.「株主権利喪失に伴う減資」：株主が法定期限内に出資義務を履行しなかった場合に適用する。
『会社法』第 52 条によれば、株主が会社定款所定出資日どおり出資を払い込まず、会社が法定通りに催告し、猶予期間が満了した後もなお履行しない場合、会社は董事会決議を経て当該株主に対し、書面による失権通知を発することができる。当該株主は未払込出資に係る持分を喪失し、当該持分については、法に従い譲渡するか、相応に登録資本金を減少させることができる。

各会員企業の皆様において資金回収のご検討や計画等がございましたら、会員担当者、または会社代表メールアドレス（lt-shanghai@lt-shanghai.net）までご連絡ください。個別事情に応じた専門的提案および代理サービスをご提供します。

以上